

令和7年度第1回滋賀県社会福祉審議会総合企画専門分科会概要

- 1 開催日時 令和7年5月13日(火)10時00分～12時00分
- 2 開催場所 滋賀県危機管理センター1階 大会議室(プレスセンター)
- 3 出席委員(五十音順、敬称略)13名
朝比奈 遥、岡村 敦史、金子 秀明、空閑 浩人、楠神 渉、小菅 俊二、杉山 好和、
谷口 郁美、丸本 千悟、村松 明日香、山川 すゑ子、山口 浩次、幸重 忠孝
- 4 欠席委員(五十音順、敬称略)1名
石黒 賀津子

5 事務局

健康福祉政策課：長崎課長、高木主幹、石田主査、矢向主任主事、森主事

6 議題

- (1) 専門分科会長の選出について
- (2) 社会福祉審議会総合企画専門分科会の進め方について
- (3) 次期滋賀県地域福祉支援計画で検討すべきと考えられる事項について

7 議事概要

(司会)

ただいまから総合企画専門分科会を開催いたします。本日、司会進行を務めさせていただきます健康福祉政策課の高木と申します。よろしくお願いいたします。それでは、開会にあたりまして、健康福祉政策課長の長崎より御挨拶申し上げます。

(健康福祉政策課長)

おはようございます。この4月から県の健康福祉政策課長になりました長崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日は、大変お忙しいところ御出席いただきましてありがとうございます。また、平素は本県の健康医療福祉の各方面で御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本県では、令和3年10月に「滋賀県地域福祉支援計画」を策定し、市町の地域福祉推進の支援に取り組んできました。この間コロナ禍を経まして、少子高齢化の進展、単身高齢者の増加、生活困窮やひきこもりなど地域課題の複雑化、多様化、地域におけるつながりの希薄化など、取り巻く環境が大きく変化しているところでございます。そういった中で、計画の基本理念が、「すべての地域住民のためにすべての地域住民で支える『地域福祉』による共生社会の構築」となっております。本計画の取組の推進がますます重要となっているところでございます。

本日の会議では、これまでの現状や課題を踏まえ、次期計画で検討すべきと考えられる事項について、様々な分野で御活躍されている皆様にごつくばらんに御発言いただき、また委員

の皆様同士で意見交換をしていただいて、課題の出しの会議になればと考えております。

つきましては、皆様から忌憚のない御意見をいただけますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

この会議の注意事項を申し上げます。コミュニケーションについて、配慮を踏まえて進めさせていただきます。会議の進行について、注意事項がありますので、よろしくお願いいたします。まず発言の際にはマイクがお手元に届いてから、お名前を名乗った上で、できるだけゆっくり御発言をいただきますようお願いいたします。皆様の御協力をよろしくお願いいたします。また、資料に基づいて発言される場合は、資料番号、○ページ○行目の「△△」等の具体的な箇所を明示いただいた上で、御発言いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、本日の会場の状況について御案内させていただきます。まず、「□の形」に机を並べさせていただきます。その1辺に事務局が座り、事務局の左右に委員の皆様に着席いただいております。また会場内、傍聴者や報道記者の参加はございません。次に、滋賀県の事務局職員は、5名参加させていただきます。

また、今回は総合企画専門分科会の第1回目の開催となりますため、委員の皆様を御紹介させていただきます。事務局の左側から資料1の名簿の順に並んで座っていただいておりますので、順番にお名前を申し上げましたら、各委員におかれましては、お名前を名乗っていただき、一言御紹介をお願いします。

【座席表と委員名簿により出席委員の紹介】

【委員一言ずつあいさつ】

ありがとうございました。

なお、資料1の上から二人目の石黒委員におかれましては、本日御都合により欠席されております。

続きまして、会議の公開と会議の成立について確認します。本日の分科会は、公開で開催します。そのため傍聴が可能となっています。会議の内容につきましても、議事概要を後日公開させていただきますので御了承をお願いします。本日の専門分科会には、委員14名中13名に御出席いただいております。委員総数の過半数の御出席となりますので、滋賀県社会福祉審議会規定第4条第2項の規定に基づき、会議が有効に成立していることを報告させていただきます。

次に、本日配布している資料の確認をお願いします。

【資料確認】

皆様、揃っておりますでしょうか。不足がございましたら事務局までお申し出願います。

それでは早速議事に入らせていただきます。先ほども申し上げましたとおり、今回は第1回目の専門分科会でございます。このため、専門分科会長が選出されるまでの間、大変恐縮ですが事務局において、しばらく議事を進行させていただきます。最初に、次第の2(1)にありますように、専門分科会長を選出する必要がございます。滋賀県社会福祉審議会条例第7条第2項によりまして、専門分科会長は委員皆様の互選によることとなっております。専門分科会長の選任につきまして、皆様方の御意見を賜りたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(委員)

推薦をさせていただきたいと思っております。会長には御見識、それからリードいただいたり、まとめていただくお役として、同志社大学の空閑委員にお願いをしたいと思っております。

(司会)

ありがとうございます。ただ今、空閑委員にお願いしてはどうか、との御意見がございましたがいかがでしょうか。

【委員一同 異議なし】

(司会)

ありがとうございます。「異議なし」のお声をいただきましたので、空閑委員に本分科会の分科会長をお願いしたいと存じます。それでは、空閑委員におかれましては、事務局の対面の席に分科会長席を準備しておりますので、お移りいただきますようお願いいたします。

【空閑委員が会長席へ移動】

(司会)

そうしましたら、以降の進行でございますが、滋賀県社会福祉審議会条例第7条第3項の規定に、専門分科会長はその専門分科会の事務を掌理すると定められておりますので、空閑会長に以後の進行をお願いしたいと思います。会長よろしく願いいたします。

(分科会長)

改めまして同社大学の空閑でございます。この度は御指名いただきありがとうございます。先ほど課長からもありましたが、この5年間、前回の計画策定以降、やはりコロナの経験というのは我々にとって大変大きなことでありました。様々な地域の課題、また今まであった地域の課題であっても私達が見えていなかったような課題も現れてきており、委員の皆様

おかれては、それぞれの立場でそれらに関わられていることと思います。

ぜひこの分科会では、そういった課題も共有しながら、これからの地域のあり方、滋賀県の将来を見据えて、いろんな議論ができたらと思っております。月に1回の頻度でこれから我々お会いすることになります。この会議に来るのが楽しくなるような、そんな意見交換が皆さんと一緒に私もできればと思っております。私自身は甚だ力不足ではございますが、委員の皆様からの御協力を得ながら、しっかり努めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第を御用意いただいておりますので、それに沿って進めさせていただきます。議題(2)「社会福祉審議会総合企画専門分科会の進め方について」事務局から説明をお願いします。

【事務局より、資料2について説明】

(分科会長)

ただいまの事務局からの説明につきまして、委員の皆様から御意見御質問等ありましたらお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【質問なし】

(分科会長)

よろしいでしょうか。それでは、このスケジュールで進めさせていただきます。次に議題(3)「次期滋賀県地域福祉支援計画で検討すべきと考えられる事項について」まずは事務局から説明をお願いします。

【事務局より、資料5-1、5-2について説明】

(分科会長)

ただいまの事務局の説明について、御質問等ございませんか。

【質問なし】

(分科会長)

ただいま事務局の方から支援計画の改定について、資料5-1と現行の地域福祉支援計画と改正案ということで、検討していくことが必要な部分の説明がありました。この後、委員の皆様から御自由に御意見賜りたいと思っておりますが、まず今の資料の5-1、5-2に関しまして、

事実確認であったり、内容に関する御質問がございましたらお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

【質問なし】

(分科会長)

よろしいですかね。それでは、この資料に関連してでも構いませんし、また資料に掲載されていること以外で、今後の計画に盛り込んでいくべきことでも構いませんので、それぞれのお立場から御自由に御意見いただけたらと思います。

資料 5-1 の社会を取り巻く現状や法制度の改正を見るだけでも、この 5 年間でコロナ禍の経験を踏まえ、世の中がいろんな形で変化しているという状況がうかがえます。こういった社会状況を踏まえながら、私達はこういった地域を描き、それを計画に盛り込んで形にしていくのかということを考えていく必要があるのかなど、改めて事務局の説明を聞きながら思っていたところでございます。

今日はこの後自由に御意見いただくということでございます。委員の皆様から、こういったことが今課題で、こういったことがこれから求められて、今こういうことで困ってる、こういったことがもっと計画に入っていくべきじゃないかといった御意見をいただけたらと思います。順番は特にございませんので、自由に挙手していただき、お名前を最初に名乗っていただけてから御発言いただけたらと思います。それではよろしく願いいたします。

(委員)

説明を御丁寧にいただきありがとうございます。第 4 章の基本理念や方針の中で、誰もが自分らしく幸せを感じられる健康しがの実現という修正案すごく良いと思いました。

街かどケア滋賀ネットで、地域の居場所作りや高齢になっても障害があっても何か役割を持てる社会が作れないだろうかと活動しているのですが、この幸せを感じられるということに関して、特に男性の高齢者の方で車の免許が返納間近になってしまうと途端に役割がなくなってしまって、それで実際免許を返納しないまでも車に乗らなくなると、あれよあれよと 3、4 か月で元気がなくなってしまう姿を見てきました。私は皆さんが幸せを感じられる社会というのは、高齢になっても障害があっても何か地域の中で役割を持てたり、もしくはできれば何かお仕事のボランティアでもいいのですが、人にありがとうと言われるような、そういう居場所とか活動の場所が、こういった計画に基づいて生まれてきたら本当に嬉しいなと思います。

今、私が活動してる東近江市愛東地区の方で、アイ・マートというスーパーを地域の住民さんと一緒に再開したところがあるんですが、そのイートインスペースで働く場所、若年性認知症とか軽度認知症もしくは何らかの理由で働けない方が来て、みかんの仕分け作業だとか、水やりとか作業をしてもらっています。そういう作業には男性の方、特に免許返納された

方も来られていますが、来られてから3か月、6か月とかすると、みるみると元気になれる姿を目の当たりにしました。今そういう御本人さんが持っておられる能力を発揮できる場所がない、何か役割に関われる場所がないということを感じているので、今回この修正案に上がってる「誰もが自分らしく幸せを感じられる」というところ、ぜひ何か地域の中で居場所とか役割、男性も女性も皆そうなんです、特に男性高齢者の方が気がかりなので、そういう方でも参加できるような場所がこういったことをもとに生まれてくるといいなと思いました。

(分科会長)

ありがとうございます。おっしゃる通りだと思います。同社大学社会学部なのですが、月曜日がゼミなので、昨日3年生と4年生のゼミをしておりました。ゼミのテーマや課題は、学生たちに自分で決めていいよって言っているのですが、ちょうど今の3年生はこの居場所をテーマに研究しようということになって、昨日はその人その場所が私にとって居場所と言える場所であるために、どんなことが必要なんだろうかということを中心に話し合っていました。そこでまさにお話にありましたような、やっぱりしてもらえばっかりではなくて、自分が何かをすることによって喜んでもらうという何か役割って大事ですねっていうことを話していたのを思い出しました。他にいかがでしょうか。

(委員)

バラバラになりますが、いくつか申し上げます。一つは、資料5-2の一番下の重点取組です。この四つの中で、「(4)権利擁護支援の推進」ということを福祉の分野でしっかり横断的に捉えていくことが、滋賀県の中ではとても大事であり、かつ今課題だと思っておりますので、それが重点取組に上がってくることは嬉しく思います。もう一つですが、「(2)重層的・包括的支援の推進」とあります。この用語は、社会福祉法をはじめ、地域福祉推進の基本的な考え方を表す用語であり、事業名にもなっていますが、社会福祉法に「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。」とあります。「支援」はもちろん大事ですが、「困っている人」と、「それを支える人」というベクトルだけではなく、孤立しがちな人や生きがいが感じられないという人等がつながれる居場所を作ったり、社会参加できる機会をつくったりする活動は、地域住民や商店、事業所、そしてご本人など様々な主体があり、その主体になってる人たちの姿が感じられるような計画にしていかないと、福祉サービスで切り取られた部分だけの支援になってしまうと思います。現実はそのではなく、いろんな住民の方たちも皆さんが関わりながら居場所も活動も作っているわけですが、包括的支援という言葉を使う時に、福祉サービスによる支援施策みたいなことで使って狭く捉えてしまうと、計画が本当に共生社会を作っていくというものにならないと思っています。抽象的な話となりますが、ここは一つ工夫が必要だなと思いました。

もう一つは、子ども・若者プランのことですが、一つの分科会に参加をしました。子ども・若

者っていう切り口はとても広い切り口で大事なことなのですが、どうしても既にある政策、教育と福祉とか、すごく分野分野で狭く分けられた計画になってしまっており、子ども若者の姿をそこに合わせてみてしまうようになり包括的に捉えるものにはなかなかならなかったという印象でした。子ども若者を含め、しんどさを抱えている困難を有してる人たちがしっかりと登場する、前に出てくる、真ん中に置かれる計画というのは地域福祉支援計画であろうと思いますので、ぜひ子ども若者のところも分野という切り口でなく意識して作っていただけると良いなと思いました。身寄りのないという言葉が今よく使われますが、身寄りのないのは高齢者だけではなくて、身寄りのない若者の問題っていうことがすごく今課題になっているというふうに思いますので。

(分科会長)

ありがとうございます。

(委員)

計画でいろいろと書いていただいているのですが、もちろん地域福祉であるので、3つに分かれている取組の1つに社会参加や多様性という言葉が出てくるのですが、現実的なところで関わっている中で、コロナを挟んだこの5年間で非常に格差であったり、社会が分断された期間だったなど、それが今に至っているのです、この次この分断されたものをまたもう1回しっかりと統合させていかないと、それぞれの世界の中で地域福祉というか地域の出来事が進んでいってしまうのではないかと考えています。私は子どもや若者分野が専門になってくるので、例えば貧困という言葉一つにしても、この5年間や10年間の中で子供の貧困ということで県や国においてもいろいろな取組が進んでいて、すごく救われる部分が出てきたとは思いますが、例えば医療費の無償とかがあります、医療費が無償になることによって確かに子どもたちが医療に繋がれますが、ただ現実的なところでいうと病院が近くにあればいいけど、遠かったらどうするのかということがあるかと。今度は、移動という問題が出てきて、そこに移動手段を持っている家庭と持っていない家庭があって、持ってる家庭であれば無償だし助かるということで病院に繋がるのですが、結局遠くて移動手段がなかったら小学生の子がすごく離れた病院に一人で行けるかといったら行けないので、やはりそこに何かの支えがないと制度が整ったとしても本当に助け合いがないと駄目だと。ただ今度は個人情報があるから、なかなかそういうお子さんを何ともできなかったり。それから、例えば車を持つてる家庭が多い中で、持っていない家庭が貧困であったり、貧困だけではないですが、事情があるわけで、移動って本当に大変だなと思っています。他の子は雨が降ったり、体調が悪かったら親に連絡したり、おじいちゃんおばあちゃんに連絡したら車で迎えに来てくれるけど、電車が最近よく遅れますが、遅れて1時間に1本しかないところで遅れたってなった時に、他の子はみんな迎えに来てくれるのに自分だけやはり迎えに来てくれない。昔であれば助け合いで、「いいよいいよ乗っていき」とできたと思うのですが、今はみんなそこには慎重なわけです。もし、乗っ

てうっかり事故に遭ったら責任あると思うと、気持ちがあっても地域の支え合いだけではできない時代になってきているので、そのあたりを具体的にしていかないといけないかなと思ってます。

子どもたちの参画や若者参画では、非常に地域作りのワークショップであったり大学とかも交えているような取組がされていますが、いつも参加してて思うのは、うちのセンターで関わっている子どもたちの中には、小学校や中学校に行っておらず、字が書けない子が多く、字が書けないといってもスマホは触っていますが、ただペンを持って書くということができないのに、みんなの前でワークショップで付箋が配られて何か意見書いて、貼って、KJ法でやろうとなってもそういう場に参加するだけでも嫌、自分の汚い字を読まれることが嫌となる。でもワークショップを企画してる側もそんなこと全然考えてなくて、子どもだから書いて当たり前でしょって思っている。そうするとやはりそういった当事者が外れていく。障害がある子たちがそういう議論に参加できないということが増えてくるので、非常にこの社会参加や多様性という中で居場所作りやみんなが参加して子どもの声も入れようということで基本法も進んでいるのですが、進む中で余計に外されていく子ども、若者が増えていくことを、それ自体のやり方が悪いと言ってるわけではないのですが、まさにその地域の中で救いあげることができないかなと思っております。

取組の内容 3 番の「滋賀の福祉人」づくりのところでは、人材確保のことが大きな課題になっていると思っています。ここもやはり二極化しているかと。元々人口減っている中で、福祉を選んでくれる子どもや若者が減っており、壮絶な取り合いにやはり勝てないということがあるので、このところは何か仕掛けがいるのではないかなと思っています。ひとつ思っていることは、忙しい子はめっちゃめっちゃ忙しいのですが、本当にすることがなくて学校が終わった後ずっとネットを触ってるしか過ごせない子もたくさんいるので、こういう子たちこそ地域活動の中にどう盛り込んでいくのか、そこに今、部活動の地域移行化が進んでいるので、どうしてもスポーツや芸術ばかりがピックアップされるのですけれども、何か福祉活動のための部活みたいなものを作って行って、県が推奨して、表彰したりしてくのはどうかなど。そういうようなことも体感で知ってほしいという気はします。学校の授業で福祉を学ぶだけでは入らないと思いますので。

(分科会長)

ありがとうございました。今、お話聞いて最近学生たちも筆記用具を持ってこないなというふうになりました。なので書く時に、先生ボールペン貸してって言ってきて、持ってきなさいよっていう、そういう時代かなとは思いますが。人材確保は、京都で言いますと、御存知かと思いますが、この 4 月に京都ノートルダム女子大学が募集停止ということで、福祉系の老舗の大学でもとても私も大きなショックを受けまして。全国的にも昨年度でいうと、伝統的な福祉系の大学でありましたルーテル学院大学も募集停止ということで、大学は残るけれども福祉系学部をやめると、つまり福祉士養成をやめますというところが、私が把握している範囲で

昨年度 10 校ありました。減っているということは、やはり少子化の影響は大きいと思うのですが、委員が言われたように減っているということはもうダイレクトに福祉人材の確保に影響を与えてくるということで、何かここに手を打たないと、必ずしもその大学だけではないのですが、福祉系福祉学部だけでなく、学生たち卒業生にもこういったところに関わってもらうとか、いろんな形で私達が発信しないといけないなど、大学にいながら他学部の学生や他学科の学生にいかに関わったりソーシャルワークをしてもらうのか、そういうことをやらないといけないなどというふうにも思っているわけです。いろんな形で格差や分断あります、それを統合するというのはまさにその通りで繋がりを直すとか、繋がりを変えろとか、やっぱそういったところをやる必要があるのかなというふうに思っております。

(委員)

今、デジタル社会になっているので、コロナ禍のワクチン接種の際にネットで申請するということがあって、結局デジタル弱者というのか、特に高齢者の人たちが実際に使えなかったということがありました。部落解放同盟の委員長もしているのですが、近江八幡の青年部が、隣保館で待機して手伝いをしてワクチン接種に繋がったということがあります。ですから、これからデジタル社会がどんどん進んでいくので、マイナンバーカードが無いと病院が受診できないということもなってきて、デジタル社会の弱者を支援するとか、そういう取組がこれからは大事だなというふうに思っています。

もうひとつは、資料の 2 番ですが、これは私が言ったことなのですが、高齢者福祉施設の中で差別事件が相次いで発生をしていると。そういう意味では、高齢者福祉施設の職員を対象にしたいわゆる部落差別問題の学習をする必要があると思っています。具体的には、滋賀県の中で一定の影響力を持っているグローという法人でも起こっていて、権利擁護とかそういう福祉に関係する研修はやっているということだが、部落問題に関わる研修はやっていないということ。その施設には、地域の高齢者が入ってきているわけですから、地域の縮図が施設の中で生まれているので、当然そこで部落差別が発生しても当たり前で、その時にその施設の職員がしっかり対応できるか、ということが問われたわけです。そういう意味では、この研修の中身において、部落差別だけではないですが、2000 年の人権教育啓発推進法の中でも特定職業従事者に対する人権教育の推進と書かれており、そういう部落差別問題を含めたそういった問題について人権研修するということが大事だと。

また、民生児童委員さんに対する部落問題の研修も系統的にやっていくことが必要ではないかと考えている。私が記憶している範囲では、民生児童委員さんの部落差別問題の研修は結構やられたと思うのですが、最近はそういうのはなくなってきてるんじゃないかと、改めて先ほどの福祉施設の職員さんと同様に、そういう取り組みを部落問題に関する学習をぜひ推進していただきたいということをお願いしたいと思います。

(分科会長)

ありがとうございます。とても重要な御指摘だと思います。特に後半の福祉施設の課題は、私もいろいろ法人とか施設の職員さんの研修の運営とか関わっておりますので、もちろん個人個人の意識ということもあるのですが、やはり組織の問題として考えないといけないといった時に、コロナ禍を経てこの2年間何が起こったのか、フジテレビ問題ばかり、ビッグモーター問題ばかり、自民党裏金問題ばかり、あるいは元横綱白鵬の宮城野親方部屋のハラスメント暴力問題とか、この組織において、本当にいろんな課題がウワツと出てきたそんな期間だったのかなと思います。それは、決して対岸の火事ではなくて、私達の価値観とか、私達の今の生活とか、暮らしている社会地域にもすごく関わるものとして、ああいった課題を考えないといけないのだなと思ってます。そこで、委員が言われた人権ということであったり、尊厳ということであったり、そういったことをやはり根底から問い直していくことが必要なんじゃないかというふうに思っております。それは私も教育に携わる一員として、やはりそういうところを最近考えているところでございます。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(委員)

先ほど民生委員の話が出ましたので、一言話させていただきます。確かに言葉の問題は、テレビでもいろんなことがあると思います。たまたま民生委員だけではなくいたるところにあると思うのですが、私達は地域の身近な相談相手として、やはりそれは一番いけないことだと思っております。私は滋賀県民児協連常任理事として、参加しておりますが、担当は大津市を担当しております。現実大津市の方でも会長の立場である者が、20年くらい前だと思いますが、こういった席で当時言っただけいけない問題発言をしたというようなことがありました。大津市では、それを受けまして、私たち地域の先頭に立っているものがしっかりと学んでいくということで、今もずっと続いておりますが、年に一度、人権問題研修会をしております。以前はこういうことがあったということを述べながら、現在はどうしていくのかということを教訓にし、代々の先輩が築いていただいたことを一つの発言で潰すようなことをあると信頼が損なわれますので、そういった研修を続けているところです。大きくならないうちに、ひとつひとつを気づいた時に解決していくことが、やはり多様な社会の中であれもこれもということではなかなか動けないので、一つひとつをしっかりとしていきたいと思っております。

それと人材確保の問題です。今現在、私達は本当に苦慮しています。どこの地区でも、どんなことでも担い手がいないということばかりが先行しているのです。ですが、人口が減ってきて、いろいろなことが下がってきてる中では、考えてみれば当たり前のことだと思うのです。民生制度は、100年続いていて、これからも続けていかなければならない国の政策のひとつであります。その中で、担い手が困るというのは、実は民生委員が一番困っているのです。退任するけど、次に民生委員をしてくれる人がいないということが現状です。民生委員が民生委員をして、次の民生委員を見つけなければやめられないというのはおかしいと思っています。だから、これは違うんじゃないかということのをこれから大々的に打ち出していき

だと考えております。そうした中で、民生委員がいなかったら困るのは地域だよって。大津市では、この3年間地域同士が手を組んでいかなければならないということで、担い手不足解消チームというのを組みまして、民生委員の活動をいかにしやすくなるよう活動内容の洗い直しをしました。それで、我々はすごく活動しやすくなったのですが、それで次の担い手が出てくるかという民生委員の内輪の問題ですので、私達の仕事の負担軽減はできましたが、次になってくれるかというそこには届かないのです。そういうことではなく、本当に地域のために楽しくやってるんだよということをもっと打ち出していけるように、そして地域が本当に困るんだよってということで、地域をあげて取り組んでいかなければということを考えております。

(分科会長)

ありがとうございます。

(委員)

基本理念の部分なのですが、今日事務局案として、誰もが自分らしく幸せを感じられる健康しがの実現という自分らしくというところがとても大事なことだなどと思ひまして、この5年間、先ほどから分科会長もずっとおられるのですが、コロナのクラスターというのを我々福祉施設でも体験しまして、本当に当初の頃というのは、クラスター発生福祉施設という報道で本当に名前を名乗らない電話を受けて、お前のとこかとか、パートの職員じゃないのかとか、名前を言えとか、いろいろなことを介護施設障害者施設では経験をしました。東北の東日本大震災の時に、本当にこの国が一度立ち止まって、この国のありようというものを考え、その時に絆という言葉が生まれたのですが、逆にクラスターでウイルスが見えないということもあって、見える感染者を排除しようということがやはり強まったなというふうに思いました。そういう意味で私は誰もが自分らしくって、この自分らしくっていうところで言うと、我々福祉の仕事をしておりますと、障害者グループホームをつくる時に、全ての住民が合意するまでは、建設は認めないということが、やはり未だにあるわけですし、結構厳しい言葉もいただくわけです。それは住民の方がどうこうということじゃなくて、やはり知らないということに起因していて、100%何もないと言えるのかという、その不安が解消されないという問題もあるのだろうと。ひきこもりということで言うと、県社協さんが民生委員研修とかいろんな部分で取り上げていただいて、また広報活動もしていただいて、随分社会的に馴染んできた言葉になるのですが、それでも頑張れるのに頑張れない人、自分の意思でひきこもってる人なんですよ、なんでそれをみたいなことはよく言われるのです。そういうふうにくいつかの事例を取り上げていくと、「すべての地域住民のために、すべての地域住で支える」、もうひとつは「だれ一人取り残さない」というところは、取り残さないという言葉に、やはり取り残されている人もいるということ。社会的な繋がりの中で、空白になっている人もいて、そこの部分をしっかりと我々はアセスメントをし、それをこの計画に具体的に反映していくのかということ。もう一つ、この計画は福祉に携わる人がつくる福祉の計画ではなくて、基本的には対象者は全ての

県民と考えると、県民の方がいろんな意味で目の前にいないあるいは見えていない人たちのことを知るというような計画になっていって、全ての県民にとっての地域福祉支援計画になっていけるよう、5年後の評価も大事ですが、これから10年後、20年後に評価されるべき啓発であったり、知るということに重点を置いて、教育との連携など、そういったところを念頭に置きながらこの計画の具体を図っていくことが肝要かなと思ってまいりました。以上でございます。

(分科会長)

ありがとうございました。コロナ禍で人と接触したりする機会が減って、結局自分のことに精一杯になってることがあって、そうなるとどうしても何か自分とは違う立場とか、他者に対する想像力や思いやりというのがなくなってくると、なかなか余裕というのもなくなってきて、余裕がなくなってくると、やはり寛容さもなくなってきて、結局いろんな排除の構造というのが生まれるというようなことなのだろうと思っています。なので、コロナ禍って何だったんだろうということを総括という形ではないのですが、やはりそこをしっかりと振り返る必要があるかなというふうに思いますし、今委員が言われたように、いろいろところで行政計画、社会福祉協議会の計画があるのですが、何かこう作って終わりじゃなくて、県民の皆さんが読みたくなる計画とか、読んで楽しい計画とか、わくわくするような計画とか、何かそういうところを作りたいなど。よく行政計画でありがちなコンサルの会社の人を入れて作ってもらえばいいのですが、せっかく我々集まっていますので、いろいろな私達の目の前にいる、あるいは周りにいる人たちの顔を思い浮かべながら、そういった人たちのそういった思いまでも組み入れたような形で、今までそんなに関心がなかったような方が私も参加しようかなみたいな、そのように思えるようなディスカッションがまずはできたらと思いますし、それが具体的な計画の形で反映されたいかなと思っています。

先ほど、委員が言われたように負担が少なくなれば参加するかといえばそうではないのです。今卒業生たちは、ホワイト離職と言っているのですが、昔のブラック企業で辞めるというのではなく、今はホワイトな、つまり本当に腫れ物を触るみたいに大切にしてもらっただけでも学生達は辞めていく。つまりやりがいを感じられないとか、管理職はあまり上から言わないように気遣って、でも卒業生たちは、ここに物足りなさを感じるというなかなか難しい。なので楽なだけがそこに参加して続けることなのか、その後押しになるのかというところではなく、ある程度大変だけれども面白いみたいな、面白さの中に大変さもあるみたいな、何かそういうことが今の卒業生を見てても思うところがあります。その辺りどうやって地域の人たちと一緒に私達が取組んでいけるのか、そんなアイディアもたくさん出していただければいいかなと思います。他にいかがでしょうか。

(委員)

知らないからだと思うのですが、例えば障害者だとかいう人、高齢者だとかいう人、と

いう先入観があり、知る以前に関わりを妨げているということがあります。やはりこういう計画を作成して、多くの県民に知ってもらうことによって、もっと福祉を身近に感じてもらい、積極的に参加してもらえるようにしていかなければいけないと思いました。

(分科会長)

ありがとうございます。その通りだと思います。どうしても私でいうと大学の勉強は、高齢者福祉とか、障害者福祉とか、児童福祉とか、どうしてもカテゴリーでくるのですが、高齢者といった時に、学生一人ひとりでどんな人をイメージするのか、児童と言った時に何歳ぐらいのイメージで言っているのか、あるいは認知症の人と言った時にどのようなイメージなのかということはそれぞれ違うわけです。そういう先入観的なところで決めつけるのではなく、さらに一步踏んで、そこにいろいろな人がいて自分が思っているイメージとは違う人もたくさんいるわけで、先ほどお話にあったひきこもりと言っても、それぞれまた違うわけです。そういったことが多様性というか、やはりその人なんだというようなところをしっかりと見て、そこに向き合っていくということが共有されていかなければいけません。なのでそういったことを言葉の使い方一つ一つ含めて、やはり大事にしていく必要があるかなと思いました。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(委員)

重点取組のところなのですが、福祉人材の育成・確保・定着ということで、社会福祉協議会の方も人材がなかなか定着しないというところと、サービス事業等の職員さん、特にヘルパー業務についてはなかなか来ていただけないですが、訪問のケースは上がってくるという状況で、すごく悩んでる職員さんの意見も聞かせていただきます。そこはしっかりと制度として対応していかなければいけないなという思いを持っております。また、この福祉の人材育成というところでは、福祉教育という形で子どもたちに進めているのですが、その中で障害を持ったお子さんがいる家庭のお兄ちゃんが小学校で車いす体験とかそういった体験をしてこられました。知的障害のきょうだいがいる方で、車いすの体験とかアイマスクはあるけれど、うちの弟のことについて学ぶことあるのかと、お母さんがそれはないかなと話をしていただけで、目に見えない障害、私達がわからない、わかりにくい障害ってということについて、子どもが発達障害について学べるようにと、子どもたちに伝えるのはすごく難しいですが、まずは教育委員会さんと連携しながら、発達障害の体験できるメニューを県外の方にも協力、習わせていただいて作りました。それで学校の先生からもこれまでの研修とかでわかっていることでしたが、やはり体験をすることで、そういう状態もわかるんだなっていうことを言われました。そういった利用をもっともっと増やして行って、いろいろな学校で先生方とか地域の方にももちろん知っていただくとうれしいですけども、そういった研修をもっと広めていけたらなと思っております。

もう一点、権利擁護の支援ということで、社協の方でも地域福祉権利擁護事業という事業を受けさせていただき、認知症の方、障害者の方とかの支援をさせていただいております。まず一番の課題としては、ボーダーの方です。契約能力はあるが、判断力がないという微妙なボーダーの方を支援させていただく中で、非常に困難なのはボーダーな方は日常生活がある程度できるので、電子決済とかデジタルなことが今スマホさえあれば気軽にできるということで日常的な金銭管理のところは非常に難しくなっております。また認知症の方の終末時の対応、あるいはこれを感じてるところなのですが、今はやはり精神障害の方がすごく増えてきているというところがありますので、みんなが専門職ではないことから認知症高齢者の方だけでなく障害に対する職員の理解が非常に難しく育成が大変かなと思っております。

(分科会長)

ありがとうございます。まさに子どもたちの体験学習など、そういったところに AI、ICT とか最近の科学技術の発達がもっともっと活かせたらいいなと思います。

コロナ禍の話をしてはいますが、今大学生の不登校っていうのもあり、私のゼミも 1 学年 15 人ぐらいなのですが、2 人ぐらい教室に入れられないということで、学生と一対一で卒論の指導したりすることがあります。あとカウンセリングセンターというのが大学にあるのですが、予約で取れないんですよ。それだけ学生たちもいろいろ不安定な状況の中で、それでも何とか我々としては大学生活を支えようとしている。それはもう誰もがそういう状態に何かのきっかけでなり得る。だからもう障害のあるとかなないとかではなく、そのグラデーションの中でそれぞれの日常を過ごしていることをしっかりと支えられるっていうことが大事だと。サービスが必要な人、そうでない人ではなく、そういうふうなところで委員が最初に言っておられた重層的包括的っていうことをやはり考えていかなないといけないのだろうなと思っております。困っている人を支援するだけの福祉の発想ということではなく、私達にも関わるんだというようなことです。なんか自分とは違う人たちというようなところを何とか超えていかなないといけないと特に学生たちを見て思っているところでもあります。他にどうぞお願いします

(委員)

長浜市につきましては、北部地域で人口減少が非常に進んでおります。長浜市全体では、毎年 1000 人弱ぐらい人口が減っているのですが、地域で見ると、特に中山間地域の人口減少というのは非常に激しいところです。この 2 月に大雪が降りまして、私もボランティアの一人として除雪の支援に行ってきたのですが、10 年前ぐらいに行かせていただいた時は、40 軒ぐらいの集落だったのが、もう既に 10 数軒になってしまっているというところで、自分たち自身でなかなか雪をどけるのも大変なんだといういろいろなお話を聞かせていただきました。そういった中で、中山間地域では、この第 6 章の取組の内容の「支援を必要とする人が必要な支援を利用できる、だれ一人取り残さない」というふうに掲げられているのですが、まさしくこの通りでして、個人ではなくても地域全体がそういった取り残されつつあると

いうところで、そういうところをどのように地域福祉支援計画の中でサポートしていくのかと。参考になるいろいろな好事例が県内にはたくさんあると思っております。長浜の方でもやはり中山間地域、限界集落等についても買い物の支援が必要な人はたくさんおられるというところで、数年前から長浜市行政と社協、地域住民で組織する地域づくり協議会で連携し、民間のスーパーさん、具体的には、平和堂さんとコープ滋賀さんと連携の協定を結ばせていただいて、買い物支援の買い物支援カーを運行いただいております。それぞれの集落を回っていただいて、お買い物をしていただくと。そういった地域の代表さんにいつもよく言われるのが、夏の暑い時期に、アイスクリームが食べれるようになったと。やはり自分一人でバスに乗って街に買い物に行って帰ってきて、アイスクリーム食べるというのは今までできなかったのが、ぱっとできるようになったので涙を流しながら喜んでおられたというようなお話とかをお出会いするとお聞きするのですが、基本理念の方に、「すべての地域住民のためにすべての地域住民で支える」とありますけれども、こういったところは地域住民さんだけで支え切れるところではないのだと。できない地域もやっぱり出てきており、いろいろな社会資源を活用して、特に民間の活力を活用して、誰もが住み慣れた地域で、ここに書いてある幸せを感じられる健康しがを作っていくためにも、そういった地域特性も踏まえた視点で取り組みの推進をしていただくような計画作りをお願いできればと思っております。

もう一つは、福祉の人材育成についてです。「滋賀の福祉人」づくりの推進を掲げていただいているかと思うのですが、社会福祉協議会の専門職としてもキャリアパスの一つとしてこの研修を非常にありがたく利用させていただいております。職員にとっては非常にモチベーション高くそれぞれのキャリア形成上に段階を設けていただけていくというのは社協の立場からでも非常にありがたいというふうに思っております。ただ一つこの中でやっぱり専門職の育成急務だというお話もいろいろあるかと思っておりますけれども、やはり地域の住民さん自身の人材育成、これはやはり社協の一丁目一番地になるところかというふうに思っておりますが、なかなか体系的に社協としても力をなくしていったらいけないのかなという心配があります。いろいろな講座とかをさせていただくのですが、なかなか参加者も集まらない、うまく周知もできてないというところもあるのだと思うのですが、それぞれのノウハウが、社協社協、それぞれの組織組織、行政もそうだと思いますが、いろいろな組織の中で滞留していつてしまっているのではないかなというふうに思っています。こういったのを全県的に地域住民の皆さんに滋賀の福祉人としていろいろ学んでいただくような、キャリアパスというちょっと違うかもですが、講座であったり人材づくりのモデル的なものをお示しとかをしていけるとよいかと思っています。要は認定講座的なイメージですが、認定となると堅苦しくなるのですが、教本、マニュアルがあってこういったところで人材育づくりをしていきましようといういろいろなメニューがあって、それを実施主体が選んで、それを住民さんが選んで受講できるという、そういった隅々まで住民の皆さんが自分を取り組みたいことにチャレンジできる、第一歩となるそういった人材づくりのための講座的なものを必然的なところで企画いただけると非常にいいかなと思っています。企画というかそれぞれいいところをやっておられ

るロールモデルがあらうかと思imasuので、そういったものを統合してお示しをしていくって
いうのが良いのかなというふうに思っております。

(分科会長)

ありがとうございました。地域の社会資源の開発とよく言うのですが、社会資源の開発とい
うのは、決して何か新しいものを作るとか新しい建物サービス作るというだけではなく、まさ
に委員が言われたように、今あるものが繋がり直していくとか、見直すとか、人と場所が繋が
り直すことによって先ほどのアイスクリームの話もそうですが、そういったことが実現するこれ
も大切な社会資源の開発なんだろうというふうに思っております。ここと繋がったらどうだろう
とかそういったところをいろいろなアイデアで、地域でもそういった実践されているところも
あるので、お互いに良い形で真似をし合うとか、そういうことも大事かなというふうに思いま
した。他にいかがでしょうか。

(委員)

元々5年前に大津市社協の職員であった時代にこの委員会に参加させていただいてい
た。その後5年経って、今回の見直しでまた関わることができ、すごく楽しみにしています。

龍谷大学の話を少しすると、障害を持たれてる学生さんへのサポートをする障害学生支援
室というところがあるのですが、すごく流行ってまして、障害を持たれてる人が集まって、わい
わい喋りながら大学生活を支え合いながら進めていく姿を見えています。やはりひとりぼっち
で学生生活を進めるよりも、あれこれ喋りながら、内部疾患の方も含めて、支え合っている、
またそれを専門職が支えているという姿が大学にあるところがすごいなと思っています。それ
ともう一つは、龍谷大学でも心理士さんが心の相談室で相談に乗る体制をとっているのです
が、予約が取れないぐらい学生のメンタルの相談が増えている。私もそういう学生を見てきま
した。突然窓から飛び降りて自殺しようとする学生がいて、窓は開かなくなっているので自殺
はできなかったが、その後のフォローがすごく重要で、またそれを見ていた学生のフォローも
重要です。また、自分のきょうだいに障害者がいる学生同士の繋がりを作る、きょうだい児の
会、きょうだい児の集いなどを開催し、自分の今までの苦労やこれからの不安を、語り合うこ
とで希望に変えている学生の姿も見てきました。

コロナの5年間、能登の地震、トランプ大統領の色々な発言、それと万博という非常にこの
アンバランスな、またモラルの欠けた状況の中で、今地域では、地域力の低下、自治会加入率
の低下も含めて地域が今までの形ではなくなっている。今は大きなピンチだと思っていま
すが、ピンチの後にはチャンスがあると感じていましてそのチャンスをどんなふうにするのか。
その一つは諦めない視点。私が大学で大事にしているのはシチズンシップ、市民社会にお
ける主体的な行動や役割ということで、要は一人ひとりの意見を聞きながら進めていくとい
うことです。だから今までのように自治会に入らないといけないとか、決めたことは守らないと
いけないとか、そういうやり方はもううまくいかなくなる。そういう組織から離れてるけれど

も、きょうだい児の会議に出て元気が出るように、障害学生支援室で励まし合ってるように、一人ひとりが励まし合いながら、次の希望を持てるような、諦めずにみんなの役割をそれぞれ育みながら進める、繋がり直す、また新しいことを考えるチャンスではないかということを考えています。

基本理念のところに「健康しが」の実現とあるが、この「しが」が去年は漢字だったのが、今年にはひらがなになっている。「しが」と入ってるのがいいなと思うのですが、やっぱり滋賀と言えば福祉、障害福祉が進んでるということでスタートした滋賀なので、「健康しが」がいいのか、「福祉」という言葉もあえて入る方がいい気もするし、福祉計画において福祉を入れないというのもそれはそれで一つの方法かと思うのですが、これはこの審議会を重ねる中で、また皆で意見を交わせればと思いました。

(分科会長)

ありがとうございます。委員の最後の言葉をどうするかということも、やはりこの理念をどう掲げるかというのはとても大事なところで、そういった理念にどういう言葉を私達は盛り込むのか、それは私達の思いがこもっていないといけないということでもあろうと思いますので、そういう話もまた議論の中でできたらと思っております。せっかくですので出席のみなさんに御自由にお話いただいてその後、今日御欠席の委員の御意見も御紹介いただきたいと思っております。

(委員)

私は町村会の関係でこちらの委員として入らせていただいております。普段は多賀町役場税務住民課に勤務しており、福祉ではなく、税金や保険などを町民の皆さんから徴収させていただく業務をしています。徴収といっても、今ほどありましたように、いろんな家庭の方がいらっしゃると思います。先ほどおっしゃったように精神的に社会に入り込めない方がいらっしゃる、障害があって社会に出られない方がいらっしゃる、と様々です。本町としましては、県の生活保護の担当課や社会福祉協議会の福祉保険担当と連携して、生活困窮者の徴収対策会議というのを2か月に一度開催して、その方の暮らしの状況を皆さんで共有させていただいて、その方にあったアプローチを考えています。また生活困窮でなかなか徴収できない方については社会福祉協議会の職員さんに繋いだり、それ以上のケアが必要な方については県の生活保護のケースワーカーさんに繋いだりしています。ただ徴収するのではなく、繋ぐ。その人に合った徴収方法を考え、できないのであれば、社会福祉協議会の方に繋いで生活改善や生活困窮対策貸付などに繋げたりしている。繋ぐ対策をやっています。

(分科会長)

ありがとうございます。とても大切な考え方であり実践であると思われました。

(委員)

皆さんのお話を聞かせていただきながら、自分の活動している地域の方々のことや活動の中で思っていることをいろいろと思い出していました。

私が活動している地域の方が自主的に地域の方向けのカフェを開いておられて、手作りのお菓子と、お惣菜を作って販売しておられます。そこにいらっしゃる方々は、近所に住む方が多く、中にはスタッフさんのお友達が来たりすることもあります。色々な方が来てくださるので、そこでまた新しい繋がりが生まれており、参加される方もすごく楽しくお喋りされています。スタッフの方々も自分たちの人件費が出るまでの儲けはないですが、前回よりもたくさんの方が来てくれたとか、売り上げがちょっと上がったというところで、すごく達成感を感じながらやられている様子を見ると、やはりこういう居場所、役割をちゃんと果たせる場所があるのが誰にとってもすごく大事なのかなと感じます。色々なところでそういう居場所作りや、自分の役割、自分ができることをできるようなどころが増えればいいと思います。

NPO 法人おたき里づくりネットワークでは、買い物支援をやっています。地域おこし協力隊が運転手になって、利用者さんのお家まで行ってスーパーまでの送迎をするという取組です。買い物支援の取組をしているので使ってくださいという紹介をしても、なかなか利用したいと手を挙げてくれる方がおらず、最初の登録者は2名ほどでした。それが今は登録者が9名になっています。なぜそこまで広がったかという、利用されている方がお友達に「今こういうのを使っていて、よかったら使ってみない？」というふうに口コミで言ってくださったおかげで登録される方が増えています。こういった良い取組をどれだけしていても、実際に本当に必要としている人に届けるのは、なかなかこちらが想定しているような通りにうまくいかないと感じているので、計画の基本方針Ⅱの「支援を必要とする人が必要な支援を利用できる」というのはすごく大切なことだと思います。ちゃんと情報が届くような仕組みが確立されている計画になったらいいと思っています。

(分科会長)

ありがとうございます。まさに今おっしゃっていただいたような一つひとつの取組は地道で、ささやかですが、その積み重ねこそが、人を変えて地域を変えていくのだらうと思います。やはりそういう本当に小さなことや地道なこと、ささやかなことなどの関わりを大事にするということは福祉だけでなく、地域や社会を考えていく上での基本となるかと私も改めて思っているところです。

それでは、今日御欠席の委員から御意見をいただいているということですので、事務局の方から御紹介いただいて、その後全体で追加の御発言や言い残したことなどがございましたら、また皆様に発言いただきたいと思います。それでは事務局の方から御紹介お願いできますでしょうか。

(事務局)

欠席の委員から事前にいただいた意見の御紹介させていただきたいと思っております。まず、「計画の大きな考え方は、県のどこの地域に住んでいても等しく支援が受けられることだと思っております。人口が少ないところは社会資源も少ないので、受けるべき支援が受けられないということがないようにしなくてはいけないと思っております。」という御意見を一ついただいております。二つ目の意見でございます。「資料 3 には、いろんな分野での取組の状況が書かれています。専門的な知識がある人、取組によって知識を得た人がいかに多くの地域住民に広げていくかということが大きな鍵になるかと思っております。そういった啓発について、さらに力を入れていただきたいと思っております。」三つ目と四つ目の意見につきましては、質問ですので、後ほど説明とあわせて回答させていただきます。最後に五つ目の意見でございます。「改正案の追加検討事項に複合・複雑化する地域生活課題の例として、老々介護や老障介護も大きな課題だと思えました。たくさんあるので、全部書くわけにはいきませんが、どういった基準で取り上げられたのかと思えました。」。ここについては本日も含め、皆様に御議論いただき、この生活課題の例も御検討いただければと思います。

三つ目の御意見「高齢化による課題としまして、重層的支援体制がこれから非常に大切だと思っております。重層的支援体制整備の実施がまだできていないところは、どういった原因があるのでしょうか。県はそのことについて何か支援されているのでしょうか。」については事務局から回答させていただきます。

御意見通り、複雑化・複合化する課題に対応するため、各市町におきまして、包括的な支援体制の整備を進める必要があるという認識でおります。そのための手段の一つとしまして、委員から御指摘いただいた重層的支援体制整備事業というものがございまして、こちらにつきましては、県内の 19 市町のうち 12 市 2 町で実施されておりまして、1 市 1 町では実施に向けた移行準備事業をされておりまして、本事業の取組につきましては全国的にも高い状況になっております。ただし、この重層的支援体制整備事業の実施は包括的支援体制づくりの一つの手段というふうに認識しております。県としましては、この重層的支援体制整備の実施に関わらず、各市町におきまして、それぞれの市町に合った体制や事業で包括的な支援体制づくりが進められるよう、市町に対し支援を続けていきたいと思っております。具体的には、研修会であったり意見交換、情報交換できる会議の開催であったり、支援者に対する相談支援事業などを実施しているところでございます。

続きまして、四つ目の御意見で「地域福祉に関わる制度の動向(資料 5-1 の 2 ページ目)の中で、「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」について触れられていませんが、何か理由があるのでしょうか」という御質問をいただいております。

今回は、地域福祉に関わる制度の動向につきましては、現行計画を策定した令和 3 年 10 月以降の動向を記載しております。「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」は、平成 31 年 4 月に施行された条例であるため、記載していないというところで御理解いただければと思います。以上で事務局の説明を終わらせていただきます。

(分科会長)

ありがとうございました。それでは、委員の皆様から追加の御発言や言い残したことなどがありましたら御自由に発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(委員)

県の現状のデータが載っている資料4があまり話題になっていないのですが、現状のデータはエビデンスに基づいておかないと、数字が変な独り歩きをすることが多いと思っております。今日はあまり議論の時間をとっていないと思いますが、補足の説明が必要なものや、違うデータの方がより実態に即しているという部分があると思います。例えば、資料4の11ページにある相対的貧困のデータで、確かに子どもの貧困率で見るとこの5年間で改善されたという形になってくるので、重点政策から除いていいのではと判断されがちですが、この統計の数字はその格差の広がりを全然反映していないんですよ。現場感覚で言うと、この5年間で本当に取り残されてる子どもたちはよりひどくなってきていると感じるが、こういうことはこの数字からは見えないので、例えば、今一般的にこの分野では、剥奪指標を使う方が正しいと言われていています。他の子ができるようなことができていない、自分の部屋があるか、家族で旅行に行くことがあるかという体験格差を数値化するデータを用いた方が実態に即しているといえます。このデータを見てしまうと改善していると誤解されてしまう。多分それぞれの専門の分野でそういうことがあると思うので、ここはまたちょっと時間取って、御意見をもらって、より良いエビデンスに基づいたデータにした方がいいと思っています。

あとは、委員からのお話の中で、私も非常に感じているのは、差別についての知識がどんどん薄れており、ネットを中心とした情報を取り出そうと思うと、非常に差別的なものが多いので、不登校の子やひきこもっている子、ネットが身近な高齢の方などネットに触れる時間が多く、浴びるように見ている人は、例えば外国籍の方や、特定の国を批判する情報や、同和の問題の差別的な情報を本当に信じている。さっきおっしゃった大津は素晴らしい人権の取組をやっているんですけど、そこに来てくれる人は意識が高い方で、本当に聞いて欲しい人は来ないので、どういう形で届けるのか考えることは必要かなと思っています。うちには社会福祉士の実習に年間15人ぐらい来るんですけど、そのうち半数ぐらいの子が全く同和や人権、いわゆる部落のことを聞いたことがない、知らない、もしくは言葉は知っているけれど中身はわからないと言います。社会福祉を3~4年学んで来ている学生なので、もうそれが実態だなと思います。うちの若い職員も聞いたことはあるけど、中身は知らない、なぜそれが差別になっているのかわからないという人がほとんど。本当にこれは一例だと思うのですが、外国のことや同和のことなどの啓発を地域の中でどう取り組むのか、従来型の人を集める啓発や、見る人しか見ない啓発素材とは違う形を考えていきたいと思っています。

(分科会長)

ありがとうございました。1点目につきましては、これからテーマを絞って議論していく中で関連するデータなどに基づいてお話ができたらと思っております。他にいかがでしょうか。

(委員)

資料5-2の「重点的に取り組む事項」の中に「(1)複合・複雑化した支援ニーズに対応する支援体制(包括的・重層的支援体制)整備の推進」と書いてあるが、まさにこれは自治体が行っている隣保館、地域総合センターです。この地域福祉支援計画の中に、隣保館、地域総合センターという言葉が一つも出てこない。これは行政のまさに縦割りそのものじゃないかと思う。隣保館、地域総合センターは人権施策推進課の仕事だと、福祉の方は、うちは関係ないと。これは滋賀県の地域福祉支援計画なので、その取組はしっかりと把握してもらって、記載していただきたいと思います。

(分科会長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(委員)

今回の資料5-2の基本理念と基本方針の基本方針Iなどを見ると、「つながり、支え合う」地域づくりの推進とあり、計画としてはこういうことは必要だと思うのですが、どうしても綺麗な言葉にせざるを得ないところはあると思うのです。うちの地域で支えの研修をした時に、参加者の住民さんに、誰かが困った時に自分が何か応援できますかと質問したらほとんどの人が手を挙げたのですが、逆に自分が困った時にSOSといいますかと質問したら誰も手が挙がらなかったのです。支え合うって結構ハードルが高いことかなと思っていて、お互い様とか、もしくは迷惑かけ合える地域というようなことになったら、本当に助けてと言ってもそれを応援できる人が支え合うことができるのではないかと思います。計画上はどうしても綺麗な言葉になってしまうのですが、その補足事項でもう少しSOSと言っているんだよというようなことが何か明文化できたらなと思って見ていました。

(分科会長)

どうもありがとうございました。そういったメッセージ性を込めた計画にできたら私も思います。他に何かございますでしょうか。

そうしましたら、ちょうど時間となりました。今日は本当にたくさんの御意見いただきましてありがとうございました。整理をしていただきまして、次回以降の分科会での議論に繋げていきたいというふうに思っております。来月またお目にかかります。それでは事務局の方に進行をお返しします。

(事務局)

ありがとうございます。本日、委員の皆様から貴重な御意見をいただきまして誠にありがとうございます。皆様からいただきました御意見の趣旨を踏まえまして、計画策定を進めてまいりたいと思いますので、引き続き、よろしくお願いいたします。

次回以降の進め方でございますけども、あらかじめ資料を御用意し、お送りさせていただいた上で、この分科会に臨んでいただきまして、御意見を賜りたいというふうに思っておりますので、事前に資料を配付させていただくのと併せて、御議論いただきたい部分の意見照会をしまして、その場で見ていただくような進め方をさせていただきたいと思っておりますけどもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

また、御指摘いただきました本日時間の都合上説明を割愛させていただきました滋賀県の現状のデータですが、注意書きであったり違う手法がいいのではないかとといった御意見もあろうかと思っておりますので、そのあたりについては2回目か3回目のこの資料を配布させていただく時点でデータを更新し、同じような意見照会をさせていただいて進めさせていただきたいというふうに思っております。

また一点補足でございますが、現在この分科会と併せまして、県内で地域活動をしていただいている団体の方々にヒアリングをさせていただいております。本日、分科会委員として御参加いただいております各委員の皆様の団体の方にも寄せていただきまして、貴重なお時間いただき、聞かせていただいております。こちらにつきましても一定まとまりましたら、こちらの分科会で皆様に見ていただきまして、各地域で活動いただいている皆様の活動状況などを踏まえまして、地域福祉支援計画というものを作っただけであればと思っておりますので、併せてよろしくお願いいたします。

長時間ありがとうございました。以上をもちまして本日の総合企画専門部会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。